

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施結果

1 実施状況

(1) 実施時期

令和6年4月～令和7年3月

(2) 法人・施設等別実施数

(単位：法人・施設・事業)

	所管数 (年度末現在)	実施数	
		実地での 指導監査等	書面での 指導監査等
社会福祉法人	16	8	0
民間保育所・児童館	15	14	7
特定教育・保育施設	30	13	5
特定子ども・子育て支援施設等	38	15	5
認可外保育施設	6	6	0
認可外保育施設（居宅訪問型）	1	1	0
放課後児童健全育成事業	33	33	28
指定介護サービス事業所	95	12	0
指定特定相談支援・障害児相談支援事業所	6	2	0
合計	240	104	45

(3) 監査等区分別実施数

(単位：法人・施設・事業)

	一般指導監査		特別指導 監査	計
	定期指導	随時指導		
社会福祉法人	7	0	1	8
民間保育所・児童館	14	0	0	14
特定教育・保育施設	12	0	1	13
特定子ども・子育て支援施設等	14	0	1	15
認可外保育施設	6	0	0	6
認可外保育施設（居宅訪問型）	1	0	0	1
放課後児童健全育成事業	33	0	0	33
指定介護サービス事業所	12	0	0	12
指定特定相談支援・障害児相談支援事業所	2	0	0	2
合計	101	0	3	104

※ 所管数は、年度末現在で休止している施設を除く。

※ 同一事業所であっても、民間保育所と特定教育・保育施設、特定子ども・子育て支援施設等の施設区分ごとに実施件数をそれぞれ計上。

※ 地域密着型と総合事業の両方を実施する介護サービス事業所については、重複はカウントせず施設数でカウント。

2 実施結果

(1) 法人・施設等別指摘事項（文書指導・改善報告を要するもの）数 （単位：件）

	指摘事項数
社会福祉法人	50
民間保育所・児童館、特定教育・保育施設	31
特定子ども・子育て支援施設等	9
認可外保育施設	1
認可外保育施設（居宅訪問型）	2
放課後児童健全育成事業	6
指定介護サービス事業所	50
指定特定相談支援・障害児相談支援事業所	15
合 計	164

※ 指摘事項（文書指導・改善報告を要するもの）数は、年度末までに結果通知を発出したものに限る。

(2) 主な指摘事項

①社会福祉法人

項目	主な指摘事項
法人運営に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時等の決定を理事会で決議していない。 ・ 理事会、評議員会が適正な時期に開催されていない。
財務管理に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程等に定めるところにより事務処理が行われていない。 ・ 計算書類や附属明細書に誤りがある。

②民間保育所、特定教育・保育施設

項目	主な指摘事項
運営管理に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の内容に不備がある。 ・ 運営規定や就業規則等、施設運営に関する重要な規定変更について理事会の審議を経ていない。
利用者処遇に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断日に欠席した児童への対応がされていない。 ・ 治療に 30 日以上を要した際の事故報告書が提出されていない。
特定教育・保育施設の 確認に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書の内容に不備がある。 ・ 委託費の栄養管理加算が要件を満たしていない。

③特定子ども・子育て支援施設等

項目	主な指摘事項
利用料及び特定費用に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料と特定費用を区別して書面に記載していない。
運営管理に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時預かり保育提供の記録がない。

④認可外保育施設（居宅訪問型を含む）

項目	主な指摘事項
運営管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画に基づく避難訓練の結果報告を行っていない。 ・サービスに関する内容の掲示に不備がある。
利用者処遇に関すること	・なし

⑤放課後児童健全育成事業

項目	主な指摘事項
運営管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの支援単位を構成する児童数が概ね40人を超えている。 ・消火訓練を年2回以上実施していない。

⑥指定介護サービス事業所

項目	主な指摘事項
運営管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、重要事項説明書の内容に不備がある。 ・介護保険法に基づく変更の届出がされていない。 ・委員会、研修、訓練等の記録が作成されていない。
介護報酬算定・請求に関すること	・加算要件を（一部）満たしていない。

⑦指定特定相談支援・障害児相談支援事業所

項目	主な指摘事項
運営管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程及び重要事項説明書の内容に不備がある。 ・業務管理体制の整備についての届け出を行っていない。
給付費の算定に関する こと	・なし

(3) 特別指導監査

対 象	1 法人 (特定教育・保育施設、特定子ども・子育て支援施設等)
実 施 期 間	令和6年5月1日 ～ 継続指導中
実 施 内 容	施設職員等への聴き取り調査 書類検査（会計経理、職員処遇等）
事 案 の 概 要	保育所運営に必要な経費以外の支出や二重計上等の不適切な会計処理